

雲雀ヶ丘自治・自主防災会 自治会館管理運営規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、雲雀ヶ丘自治会館（以下会館と言う）および会議所が会員の親睦、文化、教養、並びに健康の向上をめざす相互交流の場として機能すると共に、会館および会議所の管理を円滑にするために定める。

第2章 管理運営委員会

第2条（組織）

前条の目的達成のため、次の組織を設ける。

- (1) 自治会館管理運営委員会（以下委員会と言う）を設ける。委員会は、自治・自主防災会（以下自治会と言う）の会長、会計及び会長が委嘱した若干名で構成する。
- (2) 委員長は会長がこれに当たる。
- (3) 委員のうちより、会館を所管する館長、副館長、そして会議所を所管する会議所長を置く。
- (4) 会計は、自治会会計が兼任してこれに当たる。

第3条（役割）

委員会を円滑に進めるため、役割を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し開催する。
委員会は、議題を審議し、決定事項を自治・自主防災会役員会に報告する。
- (2) 委員長は委員会を統括する。
- (3) 館長および会議所長は、この規則に基づき所管する施設の日常の管理運営に当たる。
- (4) 副館長は、館長を補佐する。
- (5) 会計は、設備、備品を管理し、台帳を整理保管する。

第4条（委員の任期）

委員の任期は、自治会役員に準ずる。

第3章 会計・備品管理

第5条（会館会計）

会館会計及び会館建設特別会計余剰金の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 会館会計は、自治会の一般会計で処理する。
- (2) 会館建設特別会計の余剰金は、一般会計とは別枠とし、将来、建物及び設備の保全及び補修のために残すものとする。
- (3) 余剰金は、委員会の提案により自治会の総会に諮って支出する。

第6条（設備・備品の管理）

会館の設備・備品については、台帳を作成する。

第4章 運用

第7条（美化・清掃）

会館内外の美化・清掃については、細則に定める。

第8条（利用時間）

会館の利用時間は、原則として、午前9時から午後11時までとする。

第9条（利用範囲と優先順位）

利用範囲と優先順位は、次の通りとする。

- (1) 会員の葬儀。
- (2) 自治会運営に関する会議・行事。
- (3) 大津市からの申し出による団地集会機能としての使用。
- (4) 同好会又は会員個人が主催する会員相互の会議・行事。
- (5) 同好会又は会員個人が主催する非会員を含む会議・行事。
- (6) 諸団体が主催する非会員を含む会議・行事。

第10条（利用制約事項）

次の場合は、会館の利用を認めない。

- (1) 付近の住民に迷惑をかける場合。
- (2) 建物の破損又は汚損のおそれがある場合。
- (3) 設備・備品等の破損又は汚損のおそれがある場合。
- (4) 集団的に又は常習的に不法行為を行うおそれがある場合。

第11条（会館・会議所及び備品の利用）

会館及び備品の利用等については、細則に定める。

第12条（会議所について）

会議所の管理・運営並びに備品の利用等については、会館の管理運営規定・細則の規定の定めに準ずる。

第5章 その他

第13条（規則の改廃）

この規定を改廃する時は、委員会の発議により自治会役員の議を経て、総会の出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この規則は、令和6年4月8日から施行する。

改正の記録

1987年3月29日	制定・施行
1996年4月7日	一部改正（第12条追加）し、同年5月1日より施行
1997年4月27日	一部改正（第9条4、8を削除）し、同年5月1日より施行
2000年3月18日	一部改正（第13条：「委員会の発議により自治会役員の議を経て、」）し、同年4月1日より施行
2024年4月8日	自治会が自治・自主防災会へ移行したのを機に、内容はそのままに文言を修正

雲雀ヶ丘自治・自主防災会 自治会館管理運営細則

第1条（会館利用料金）

会館の利用料金は、次の通りとする。

1. 和室及びホールの利用料

- | | | | | |
|--------------------------------|------------|--------------|-----|------------|
| (1) 会員の葬儀 | 全館 | 5 0 0 0 円／日 | | |
| (2) 自治会運営に関する会議・行事 | | 無料 | | |
| (3) 大津市からの申し出による団地集会機能としての使用 | | 無料 | | |
| (4) 同好会又は会員個人が主催する会員相互の会議・行事 | | | | |
| 和室1室 | 1 0 0 円／時間 | 2室2 0 0 円／時間 | ホール | 2 0 0 円／時間 |
| (5) 同好会又は会員個人が主催する非会員を含む会議・行事。 | | | | |
| 和室1室 | 1 5 0 円／時間 | 2室3 0 0 円／時間 | ホール | 3 0 0 円／時間 |
| (6) 諸団体が主催する非会員を含む会議・行事。 | | | | |
| 和室1室 | 2 0 0 円／時間 | 2室4 0 0 円／時間 | ホール | 4 0 0 円／時間 |
- 〔(2) (3) は、冷房・暖房料金も無料とする。〕
〔(4) ～ (6) で1室利用であっても、実質的に全館利用と等しくなる場合は、全室料金／時間とする。〕

2. 冷房・暖房設備の利用料

冷房・暖房設備を利用する場合の加算料は、次の通りとする。

- | | | |
|------|--------|---------|
| 和室1室 | 1時間につき | 1 0 0 円 |
| ホール | 1時間につき | 2 0 0 円 |

第2条（利用手続）

会館の利用手続きは、次の通りとする。

- (1) 利用希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、館長に申し込む。
- (2) 申込書の受け付けは、利用当日を含む10日以内とする。
- (3) 会館利用可の連絡を受けた申込者は、利用許可書と鍵を受け取り利用する。
- (4) 会館利用者は、利用終了後、必要事項を記入した所定の点検票と共に鍵を館長に返却する。
- (5) 利用料金は、鍵返却時に支払う。

第3条（備品の利用）

会館の利用の目的に基づいて自由に利用することができる。但し、特に許可を必要とする備品については、別途定める規定に従うものとする。

第4条（備品の貸し出し）

会館備品の内、次の物を会員に限り貸し出す。

1. (1) 自治会関係用務に使用する場合は、無料とする。
- (2) 会員個人が利用する場合は、次の通りとする。
- (3) 利用の日数は、当日貸し出し、翌日返却をもって1日とみなす。

品名	数量	日数	金額
テント	1張	1日	300円
座布団	1枚	1日	10円
机(長机)	1脚	1日	100円

2. 利用希望者は、館長に口頭又は電話連絡にて利用申し込みを行い、利用許可の内示を受ける。
3. 利用許可の内示を受けた利用希望者は、所定の申込書に必要事項を記入して館長に提出し、会館の鍵を預かり、会館から利用希望備品を持ち出し、鍵を返却する。
3. 利用者は、利用終了後は速やかに備品を返却し、必要事項を記入した許可書を添え、鍵と共に料金を館長に支払う。

第5条(美化・清掃)

会館の美化・清掃については、次の通りとする。

- (1) 会館内外の清掃は、自治会役員会の決定に基づき実施する。
- (2) 年末大掃除は、自治会長の招集により行う。

第6条(設備・備品の破損)

会館の設備・備品を損傷した場合は、次の通りとする。

- (1) 自治会活動において損傷した場合は、自治会で処理する。
- (2) 自治会活動以外において損傷した場合は、利用者が弁済をする。

第7条

この細則は、3年毎に見直して自治会役員会に諮る。

附則

この細則は、1987年3月29日より施行する。

改正の記録

- | | |
|------------|--|
| 1987年3月29日 | 制定・施行 |
| 1996年4月7日 | 一部改正(第3条追加)し、同年5月1日より施行 |
| 1997年4月27日 | 一部改正(第1条1.(4)、(8)削除、(註)追加)し、同年5月1日より施行 |

雲雀ヶ丘自治・自主防災会 CDカラオケ使用規定

(1) 使用手続

- ①使用者は、会館使用の手続きと共に館長に申し込む。
- ②事前に会議が設定されている場合は、使用できない。
- ③会館備え付けの使用ノートに責任者、人数、使用時間等を記入する。

(2) 使用人数

使用者の人数は、原則として数名以上とする。

(3) 使用料

- ①自治会員は、無料とする。
- ②会員以外については、グループ混入の場合も含めて、有料とする。
料金は、人数に関係なく1時間1,000円とする。(但し、会館使用料も要る。)

(4) 使用時間・期日

- ①午前中(9:00~12:00)、午後(13:00~16:00)、夜(18:00~22:00)の時間帯の内1回とする。
- ②個人(グループ)による独占的利用にならないよう、あるいは年間を通じて会館の利用者の妨げとならないよう配慮する。

(5) 使用上の諸注意

- ①器具の持ち出しは、禁ずる。
- ②器具の保全のため、館内の移動も避ける。
- ③使用後は、電源(コンセント)を抜き、カバーをかけておく。
- ④器具故障の場合は、速やかに館長に連絡する。
- ⑤日常一般に会員や同好会が使用する場合は、原則として飲酒を避ける。
- ⑥個人(グループ)によるCDの入れ替え、新規挿入等は、禁ずる。
- ⑦個人(グループ)による営利的利用を禁ずる。

(6) 以上の規定にない事項について問題が生じた場合は、役員会議で検討し、善処する。

(7) この規定は、平成8年4月21日に制定し、同年5月1日から施行する。